

平成26年度第2回「紋別市子ども・子育て会議基準検討部会」会議録

日時	平成26年11月27日(木) 18時30～19時00分	
会場	紋別市役所 2階 消防会議室	
出席者	(委員) ※50音順	(市・事務局)
	委員 阿部 芳克 委員 諏江 信夫 委員 村井 信子 3名 代理出席 1名	児童家庭課長 内田 誠 児童家庭係長 仲条 憲明 子育て支援係長 佐藤 拓麻 生涯学習課長 酒井 弘道 青少年係長 金井 隆行
事務局	保健福祉部 児童家庭課	
傍聴人	0名	

1 開会

(児童家庭課長)

皆さん、おばんでございます。

本日は、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。

今日は、放課後児童クラブの設備と運営に関する基準の関係で、教育委員会 生涯学習課の酒井弘道生涯学習課長と金井隆行青少年係長が事務局員として出席しておりますので、宜しくお願いいたします。

本日の会議につきましては、部会委員総数5名のうち、3名の部会委員のご出席と1名の代理出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、紋別市子ども・子育て会議条例第6条及び第7条第6項に基づき、本部会が有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それでは、早

速ですが、このあとの部会の議事進行につきましては、紋別小学校校長の諏江部会長にお願いしたいと思います。

宜しくお願いいたします。

(部会長)

それでは、早速、審議に移りたいと思います。

議事1「紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」事務局より説明をお願いします。

2 議事

(1) 議事1「紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

・紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

金井青少年係長から「資料1」により説明。

- ・従うべき基準及び参酌すべき基準の考え方について説明。
- ・新制度における大きな変更点として、児童福祉法の改正により、現行対象の「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」が「小学校に就学している児童」に拡大されることにより、留守家庭児童の対象が小学校3年生から小学校全体へ拡大されることを説明。
- ・国の示す基準と本市の基準(案)の比較について説明。
- ・国の示す基準を下回る本市の実情がないことから、従うべき基準及び参酌すべき基準についても国の示す基準と同一基準とする。
- ・市独自の追加項目として、児童及び保護者が安全かつ安心に支援を受けられる環境を整備する観点から、「紋別市暴力団排除条例」に係る条文を追加することを説明。

(部会長)

今回の議事については大変短い日程の中、新制度における各基準を議論しなければならないということで、資料につきましては前回の子ども・子育て会議において事務局から示されており、既に一読いただけていると存じますが、議事1については新制度において、放課後児童健全育成事業について新たに定めなければならない条例の制定についての説明でありました。

皆さん、ご質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

(部会長)

質問・意見等なければ、事務局側から提案のあった条例案について、本日事務局から提案のありました条例案について異議無しということ本部会の答申として、次回子ども・子育て会議にかけるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(部会長)

ありがとうございます。それでは事務局より説明のありました「紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」につきましては、原案どおりを部会案として次回子ども・子育て会議にて答申いたします。

本日の議事は以上ということですが、
総体で他に質問・意見等ありませんでしょうか。

それでは、事務局側から何か連絡事項はありますか？

(児童家庭課長)

本日はお忙しい中ありがとうございました。

只今、部会長より説明いただきましたとおり、本日いただきました意見を基に条例案を精査し、次子ども・子育て会議において承認をいただきたく考えております。

第6回の会議につきましては、12月3日を予定しております。

年末のお忙しい中、タイトなスケジュールで大変申し訳ありませんが、よろしくご協力の程お願いいたします。

(部会長)

それでは、これを以って第2回基準検討部会を閉会いたします。
皆様おつかれさまでした。

3 閉会